

情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

目黒区情報公開条例（平成 12 年 12 月条例第 58 号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る目黒区行政手続条例（平成 8 年 3 月条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

- 第 12 条** 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに行政情報の全部を開示することができる場合には、口頭で通知することができる。
- 2** 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（第 10 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

情報公開条例（以下「条例」という。）第 12 条に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等という。」）は、以下により行う。

- 1 開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示する旨の決定(条例第 12 条第 1 項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるとき(条例第 8 条)。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政情報を開示する必要があると認めるとき（条例第 9 条）
- 2 開示請求に係る行政情報の全部を開示しない旨の決定（条例第 12 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政情報を保有しない場合
 - (2) 開示請求に係る行政情報に記録されている情報が、すべて不開示情報に該当する場合
 - (3) 開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている場合と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
 - (4) 開示請求に係る行政情報を特定していない場合
 - (5) 開示請求に係る情報を保有しているが、行政情報に該当しない場合
 - (6) 開示請求に係る行政情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになるとき（条例第 10 条）
 - (7) 請求者が実施機関の停滞を目的として開示請求を行う等開示請求が権利濫用に当たる場合

第 2 行政文書該当性に関する判断基準

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該名号に定めるところによる。

(1) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されているものをいう。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に供することを目的として発行されるもの

イ 実施機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

開示請求の対象が条例第 2 条第 1 項に規定する行政情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であり、決定の有無を問わない。

なお、「作成した」とは、職務上の内部検討（組織的検討）に付された時点以後をいう。この内部的検討とは、例えば、発議による起案文書については文書進行管理簿に登載した時をいい、資料の作成については係長に提出し、係長が係員に提示し、あるいは会議に提出した時等をいい、「取得した」とは、職員が職務を遂行する立場で取得したことをいい、文書進行管理簿に記載すること、収受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

2 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、実施期間において現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「電磁的記録」とは、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されているものをいい、録音テープや USB メモリ、SSD、ポータブル HDD 等の可搬記録媒体に記録されているもののほか、汎用コンピューターやサーバー等の磁気ディスクに記録されたものも含まれる。

3 「管理しているもの」とは、当該行政情報がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織として共用されている実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして当該実施機関が定めた行政情報の取扱規程等により公的に支配（取得・作成・保存・保管）している状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式な文書等と重複する当該文書等の写しや、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等はこれに当たらない。

4 「特別の管理がなされているもの」とは、次のような方法により管理されているものをいう。

(1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

(2) 当該資料の目録が作成されていること。

(3) 当該資料の利用の方法に関する定めが設けられていること。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

1 個人生活に関する情報（条例第7条第1号）についての判断基準

第7条

- (1) 個人生活に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

- 1 「個人生活に関する情報」とは、特定個人が識別可能な情報のうち、個人としての人間生活に関する情報（生存する個人及び死亡した個人の情報を含む。）であり、公的立場・活動に関する個人情報に含まれない。このため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」と多くが重複するものの必ずしも一致しない。

また、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本条第2号が適用される。

「個人生活に関する情報」は、次のような事項である。

- 戸籍の記載事項…氏名、性別、生年月日、住所、国籍、本籍、親族関係等
- 経歴・活動に関する事項…学歴、職業、地位、団体加入、賞罰等
- 心身に関する事項…身体状況、病歴、障害等
- 財産状況に関する事項…所得、資産状況等
- 能力・信条等に関する事項…学業成績、各種試験成績、宗教的信条、思想、意識等
- その他個人に関する事項…家庭状況、居住状況等

- 2 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、生年月日及び住所のように直接個人が識別できるような情報のほか、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報を含む。具体例として、次のようなものがある。

- 身体障害者手帳交付関係文書、成績証明書、所得証明書、個人相談カード等
- 訴訟の事件番号

- 3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば匿名の作文や無記名の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすると個人の正当な利益を害したりするおそれがあると認められるものをいう。

- 4 個人生活情報であっても、本号ただし書の規定に該当する場合には、開示が義務付けられる。

- (1)「何人でも閲覧することができる情報」とは、法令等に何人でも閲覧することができる

と定められている個人情報という。ただし、戸籍法第 10 条の 2 第 1 項、住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項のように、閲覧等を利害関係人等の一定の者に限っているものについては、何人でも閲覧することができる情報には当たらない。また、法令等に「何人でも」と規定されていても、請求の目的が当該法令の規定等により制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではないときは、本号アに該当しない。

(2)「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」とは、次のようなものがある。

ア 区が区民に対し公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、区民も公表することについて了承しているもの（区の刊行物への寄稿等）

イ 公表することを前提として提供された情報（講座・研修等の講師名等）

ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報（出版物に記載された著者名・著者の経歴等）

エ 従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたいくない情報ではないことが確実である情報（付属機関委員名簿、民生委員名簿等）

(3)「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」について

不開示により保護される利益と、開示による保護される利益とが比較衡量され、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられることになる。

この比較衡量に際しては、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。不開示により保護される利益の中にも、個人の思想・信条といった個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」もあれば、そうでないものもあり、又、開示により保護される利益についても、生命、身体等の非財産的法益と財産的法益では要保護性に差異が生ずる。

「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限られず、これらの保護されるべき利益が侵害されるおそれがある場合も含む。

(4) 本号に該当する情報は、本人自身が開示請求をした場合でも開示されない。

2 法人等に関する情報（条例第 7 条第 2 号）についての判断基準

第 7 条

(2) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じる消費生活等の障害から区民の生活を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、特に公にすることが必要と認められるもの

1 「法人」とは、株式会社、有限会社等の営利法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人及び消費生活協同組合等の中間法人その他の法人格を有するものをいう。

「その他の団体」とは、法人格はないが、団体としての組織を備え、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表方法、組織の運営、財産管理等に関する定めがあるものをいう。

ただし、国及び地方公共団体は除かれる。国及び地方公共団体については、第3号のウ又はエで対応する。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報については、本条第1号で対応する。

3 「明らかに不利益を与えると認められる」情報に該当するものとしては、次のような情報がある。

ア 生産技術に関するもの

○製造工程図、生産工程図等

イ 営業販売に関するもの

○営業所小売業者販売実績（表）

ウ 経営・運営状況に関するもの

○融資の資格審査

エ 組織・人事に関するもの

○採用計画

オ 信用上不利益を与えるもの

○借入金の額、各種命令・勧告書

4 契約書等に押された法人等の印影については、写しの交付を行う場合には不開示とする。これは、法人の代表者印は、商業登記法等の定めにより証明書を交付する対象が限られており、又偽造等不正利用につながるおそれがあり、法人に不利益を与えると認められるためである。

5 開示請求に係る情報が、法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

なお、次に掲げる情報は、「明らかに不利益を与えると認められる」情報には該当しないものとする。

ア 法令の規定により、何人でも閲覧できる情報

イ 公表するために作成し、又は取得した情報（法人等が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）

ウ 区が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表しても、それが法人等に明らかに不利益を与えると認められないもの

エ 法人等がPR等のため、自主的に公表した資料から何人でも当該情報を知り得るもの

オ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、技術情報等の部分を除いたもの

6 本号ただし書の規定に該当する場合には、開示が義務付けられる。

(1) 「公にすることが必要と認められる情報」とは、人の生命等に対する危害の未然の防止、拡大防止又は再発防止のために開示することが必要と認められる情報をいう。なお、「公開することが必要と認められる」かどうかは、客観的な資料により判断するものとする。

(2) 「違法又は不当な事業活動」とは、法の明文の規定に反し、又は法の明文の規定に反しないまでも、それが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

「消費生活」とは、日常生活に必要不可欠な物資又は役務の需要に係るものに限られず、広く消費者としての活動全般をいう。

「保護するため、公にすることが必要と認められる情報」とは、法人等の違法又は不当な事業活動によって、複数人の消費生活を損なうような著しい障害が生じている状態が現に存在しているか、又は過去に生じた事態から類推して将来そのような著しい障害が発生することが十分予測される状態が存在しており、このような障害から消費者を保護するため公にすることが必要な情報をいう。

(3) 「ア又はイに掲げる情報に準ずる情報」とは、ア又はイには直接該当しないが、それらと同様の趣旨であり、情報の内容も類似しているものをいう。

3 区政執行に関する情報（条例第7条第3号）についての判断基準

第7条第3号

ア 入札予定価格、立入検査の計画、職員人事評価記録、教育指導記録又は交渉若しくは争訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

1 行政が行う事務又は事業の中には、入札予定価格や試験問題のように、その性質や目的等からみて、執行前あるいは執行過程で情報を開示した場合、当該事務又は事業を実施する目的を失わせたり、特定の者に不当な利益を与える等公正又は適正な執行を著しく妨げるものがあるので、これらの情報は開示しない。

また、立入検査・取締りの要領・計画や区が当事者となっている交渉や争訟の処理方針等の反復、継続的な事務又は事業に関する情報のうち、実施後であっても、開示した場合、同種の事務又は事業の目的が達成できなくなったり、区が不利益な立場に立たされる等公正又は適正な執行を著しく妨げる情報については開示しない。

その他、職員人事評価記録や教育指導記録等のように、開示した場合、公正かつ円滑な人事管理や教育指導を著しく妨げる情報についても開示しない。

2 本号アとエの違いは、本号アが主として区政の執行段階に関する情報であるのに対して、エは内部的な審議・検討等区政の意思決定過程の情報であるという点にある。

3 本項目に例示されている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、これらの情報のほか、「等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げる

おそれのある」情報として、これらに類似し、又は関連する情報も本項目により開示しない場合がある。

4 本項目に該当する情報の具体例をあげると、次のとおりである。

- (1) 開示することにより、当該事務又は事業を実施する目的を損なうおそれのあるもの
 - 契約依頼書
 - 各種試験問題
- (2) 開示することにより、反復・継続する同種の事務又は事業の公正又は適正な執行を困難にするおそれのあるもの
 - 工事積算単価表
 - 各種立入検査実施計画書
- (3) 開示することにより、特定のものに不当な利益を与え、又は区民全体の利益を損なうおそれのあるもの
 - 用地買収計画案
 - 訴訟方針書
- (4) その他開示することにより、区政の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの
 - 職員人事異動に係る協議文

第7条第3号

イ 公にすることにより、犯罪その他の社会的障害を生ずるおそれのあるもの

- 1 「犯罪その他の社会的障害を生ずる」とは、開示することにより、個人の生命、身体、財産等に被害をもたらしたり、住民生活が平穏、正常に営まれている状態が阻害されたりすることをいう。
- 2 本項目に該当する情報の具体例は、次のとおりである。
 - 施設取締り書
 - 特殊な薬品を取扱う事業所の届書

第7条第3号

ウ 国又は他の地方公共団体等（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、指示、要請又は委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係を著しく損うおそれのあるもの

- 1 区の行政は、国、都道府県、他区市町村等の行政と密接に関係し合い、これらと総合的に推進されるものであり、開示することにより、国等に不利益を与え、本区との協力関係を損ねるような情報については、国等との協力関係を維持、発展する見地から開示しない。
- 2 区と国等との間における協議、国等の発意に基づく依頼、指示等を受けて区が作成したり、取得した情報の中には、開示するか否かが国等の政策的判断に委ねられるべき性格の情報が含まれている。このような情報を開示すれば、区と国等との間の協力関係が著しく損われる場合があるので、これを防止するものである。

- 3 「国又は他の地方公共団体等」とは、国、都道府県及び他区市町村その他の公共団体のすべての機関（国会及び議会を含む。）をいい、大臣、知事、区市町村長のほか、それらの補助機関（職員）も含むものである。
- 4 協議等に基づいて「作成」した情報とは、当該協議等に基づいて新たに作成した情報をいい、既に区が自らの必要に基づいて作成済み情報をそのまま国等との間における協議等により提出するようなものは、本項目の問題ではなく、別の適用除外事項により開示可否かの判断をするものとする。
- 5 協議等に基づいて「取得」した情報とは、当該協議等に関連して新たに取得した情報をいい、当該協議等に際して国等から提供された情報及び当該協議等を実現するために第三者から取得した情報を含むものとする。
- 6 国等との間における協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であっても、そのすべてが不開示となるものではなく、「公にすることにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの」について、不開示とすることができるものである。
- 7 「協力関係を著しく損なうおそれ」のある情報の具体例として、次のようなものがある。
 - (1) 法定受託事務の処理に関して作成し、又は取得した情報であって、主務大臣等から開示してはならない旨の指示があるもの
 - (2) 国等との間における協議等に基づいて作成又は取得した情報で、開示してはならない旨、又は国等において開示するまでは開示してはならない旨の指示があるもの
 - (3) 国等の事務事業に係る協議や照会等に関する情報で、国等においても開示していないもの
 - (4) その他、明示の指示がなくとも、開示することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

○東京都食品機動班の執行計画

第7条第3号

エ 区の機関内部若しくは機関相互又は区と国等との間における審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公にすることにより、公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれのあるもの

- 1 「公正で開かれた区政の推進」や「区民の区政への参加」を目的とする情報公開制度においては、意思決定過程段階における情報をできる限り公開し、そこに区民の意見を反映することが強く求められる。しかしながら、行政の意思決定は、その過程でさまざまな文書・資料を作成し、これらを基に審議、検討等を繰り返しながら行われるものである。その過程の情報の中には、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように、未成熟な情報や内部的な検討材料として外部から得た資料も含まれている。こうした情報の中には、それを開示した場合、区民に誤解を与えたり、行政内部での自由で十分な意見交換が妨げられ、公正又は適正な意思決定が妨げられるおそれがあるものもあるので、これを防止しようとしたものである。
- 2 「区の機関」とは、区のすべての機関をいい、執行機関（区長、教育委員会等）、議会

及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

「国等」とは、本号ウに定めるものと同義である。

- 3 「審議、検討等の意思決定過程における情報」とは、行政内部における審議、検討、調査研究、企画、調整、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報、及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報を含むものである。
- 4 「公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれ」のある情報の具体例として、次のようなものがある。
 - (1) 未成熟な情報であって、開示することにより、区民に誤解や混乱を招くおそれのあるもの
 - 予算見積書
 - 用地利用協議書
 - (2) 開示することにより、行政内部での自由で十分な意見交換や討議を行うことが難しくなるもの
 - 表彰候補者の推薦調書
 - (3) 開示することにより、今後十分な検討資料が得られなくなるもの
 - 道路掘削計画書
 - (4) その他、開示することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずるおそれのあるもの
 - 国有地等の活用案検討資料

第7条

(4) 法令の規定により公にすることができないとされている情報

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令、他の条例、規則をいう。
- 2 本号において「公にすることができないとされている情報」とは、法令の趣旨、目的からみて開示することができないと判断される情報をいう。

なお、これに該当する情報の具体例として、次のようなものがある。

 - (1) 明文の規定をもって開示を禁止しているもの
 - 印鑑登録原票（目黒区印鑑条例第22条）
 - 訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）
 - (2) 他目的への利用が禁止されているもの
 - 基幹統計を作成するために集められた調査票（統計法第40条）
 - (3) 調停、あっせん、認定等の手続が非公開にされているもの
 - 中高層建築物に係る紛争に関する記録（目黒区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第14条）
 - (4) 個別法令により職員に守秘義務が課されているもの
 - 課税台帳（地方税法第22条）
 - 感染症の発生等に関する届出情報等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条・第74条）

第 4 部分開示に関する判断基準

(行政情報の部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該部分を除いて当該行政情報の開示をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政情報に前条第 1 号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る行政情報について、条例第 8 条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 行政情報に不開示とすべき情報が記録されている場合でも、それ以外の情報が併せて記録されている場合には、本条第 1 項の要件に該当する限り、部分開示すべきものである。
- 2 「容易に」とは、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等をかけることなく行える場合をいう。
- 3 「当該開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に」とは、開示請求の趣旨から判断して、開示部分と不開示部分を分離しても、請求者が知りたいと思う内容が理解し得る場合をいう。ただし、不開示情報を除いた残りの部分が、それ自体としては無意味な文字、数字のみとなる場合にまで、実施機関に部分開示義務を課すことは、実施機関に不要な負担を負わせることとなること及び開示請求をしたものにとっても利益とならないことから、このような場合には部分開示は行わない。
- 4 個人が識別されない部分を開示しても、個人の権利利益が害されない場合には、これを開示しないこととする意義は乏しい。第 2 項の規定は、このような場合に、個人識別性のある部分を除いた部分については、部分開示を行うものとしたものである。

「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、理論的には個人生活に関する情報であるが、個人生活情報とは取り扱わないということである。

第 5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

(公益上の理由による裁量的開示)

第 9 条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報（第 7 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。

公益上の理由による裁量的開示（条例第 9 条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第 7 条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

条例第 7 条第 1 号ただし書又は第 2 号ただし書の規定に基づく利益衡量がなされる場合があるが、条例第 7 条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるものである。

- 2 不開示情報の裁量的開示を行う場合は、個人等の権利利益を侵害してしまう結果を招きかねないことから、その判断は慎重に行う。
- 3 法令秘情報（第 7 条第 4 号）については、本条は適用されない。

第 6 行政情報の存否に関する情報に関する判断基準

(行政情報の存否に関する情報)

第 10 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に対し、行政情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第 10 条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 存否応答拒否が必要な種類の行政情報については、実際に行政情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要であることに留意する。